

平成25年度補正
定置用リチウムイオン蓄電池
導入支援事業費補助金

応 募 要 領

平成26年3月

平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費 補助金の申請をされる皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)の補助金については、国庫補助金等の公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、SIIとしましても、補助金に係る不正行為に対して厳正に処分しております。

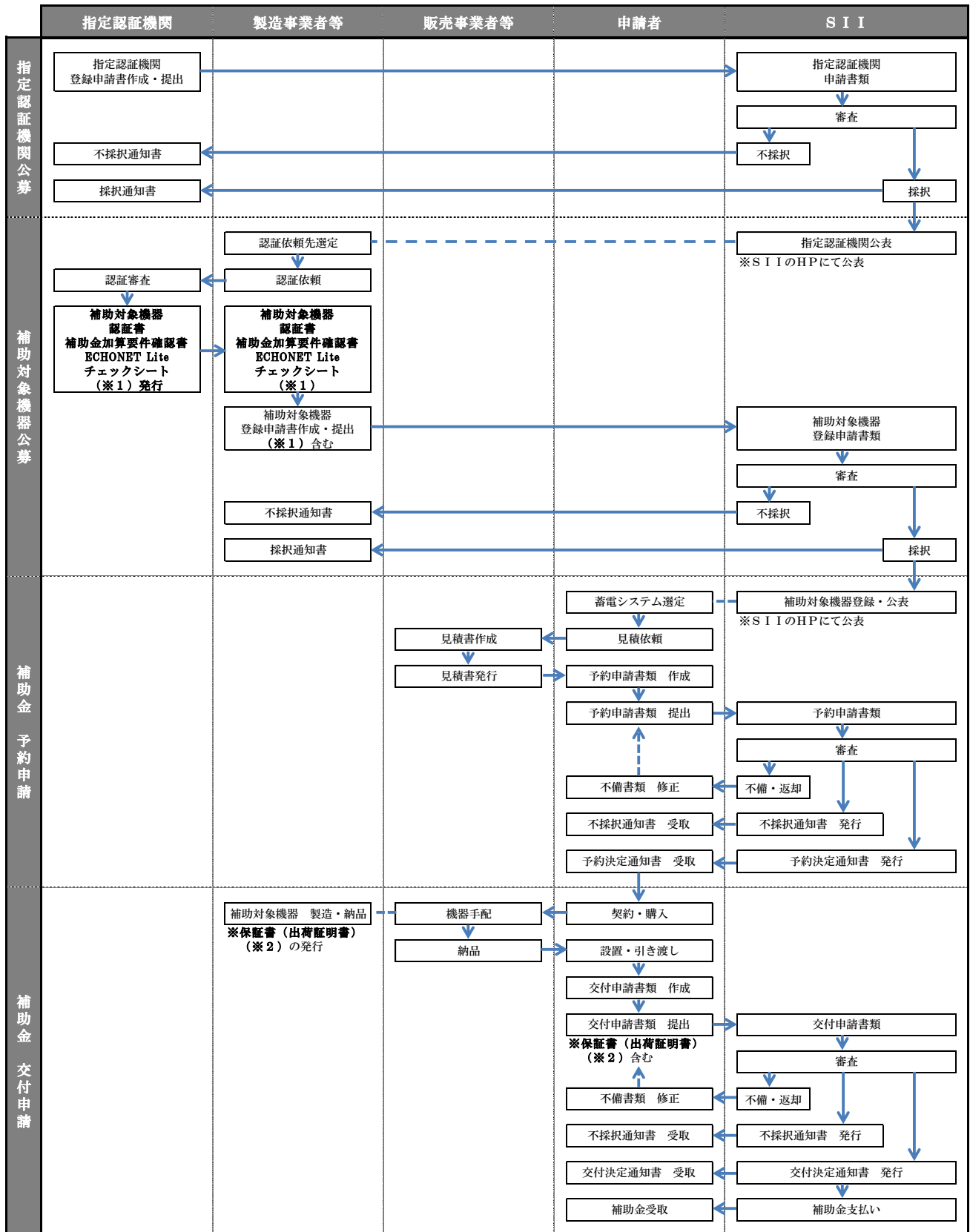
従って、当法人の補助金に対する申請をされる方におきましては、以下の点につきましては、十分ご認識された上で申請を行っていただきますようお願い致します。

1. 補助金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当法人からの補助金の予約決定通知書を受け取る前に、補助対象として申し込んだ蓄電システムについての契約・購入、設置を完了させた場合については、補助金を受給できません。
3. 当法人からの予約決定通知後に、正当な理由なく予約の辞退や取下げがあった場合は、次回以降の申請について、お断りすることがあります。
4. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
5. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当法人として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
6. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、当法人から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
7. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目 次

1.	事業概要	P 1
2.	事業スキーム	P 2
3.	公募説明会	P 3
4.	補助対象機器・補助対象範囲	P 4
5.	補助率・補助額	P 5～7
6.	補助対象者・設置場所種別	P 8～10
7.	共同申請	P 11
8.	申請代行者	P 12
9.	利益等排除	P 13
10.	補助金申請	P 14
11.	同意事項	P 15～16
12.	予約申請	P 17～20
13.	予約決定後の計画変更・取下げ	P 21
14.	契約・購入、設置	P 22～23
15.	交付申請	P 24～27
16.	補助金交付後の補助対象機器の管理	P 28
17.	問合せ先・申請書送付先	P 29

1. 事業名 : 平成25年度補正 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金
2. 事業目的 : 本事業は、電力需給対策の一環として、一般家庭及び事業所等で定置用リチウムイオン蓄電池（以下、「蓄電システム」という。）の導入に際し、設置する機器及び付帯設備費用を補助し、電力使用の合理化の取り組みを促進することを目的とします。
3. 補助対象機器 : 一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「S I I」という。）が補助対象機器として認めたりチウムイオン蓄電システム
※補助対象範囲については、P4をご参照ください。
4. 補助対象者 : ・ 個人（個人事業主含む）
・ 法人
※リース等により設置する場合は、所有権者となる事業者と共同で申請してください。
※詳しくは、P8～11をご参照ください。
5. 補助額 : 蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格との差額の2/3以内
※詳しくは、P5～7をご参照ください。
6. 補助上限額 : 【個人・法人】 1住宅あたり上限100万円
【法人】 1事業所あたり上限1億円
7. 補助金申請方法 : 『予約申請』と『交付申請』の2段階
- ①『予約申請』は、契約・購入、設置前に「補助金予約申請書」（以下、「予約申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「予約決定通知書」を受領してください。
- ②『交付申請』は、補助対象機器の設置・引き渡しの完了、及び補助対象費用の支払いが完了した後、「交付申請書 兼完了報告書 兼取得財産等明細表」（以下、「交付申請書」という。）をS I Iへ提出し、S I Iから「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」（以下、「交付決定通知書」という。）を受領してください。
8. 申請受付期間 : ①予約申請受付期間
平成26年3月17日（月）～平成26年12月31日（水）（必着）
※予約申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても予約申請の受付を終了します。
- ②交付申請受付期間
平成26年3月17日（月）～平成27年1月31日（土）（必着）
9. 補助事業費総額 : 100億円



補助金の申請に関する説明会を下記の通り開催します。
参加にあたり申し込みは不要です。また各会場とも開始時間の30分前から受付を開始します。

開催日	地区	会場		開催時間
		名称	住所	
平成26年3月19日 (水)	東京	ベルサール神田ホール	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル2階	13:00～14:30
平成26年3月20日 (木)	大阪	TKP 大阪心斎橋カンファレンスセンター ホール3A北	大阪府大阪市中央区南船場4-3-2 御堂筋MIDビル3階	13:00～14:30
平成26年3月24日 (月)	北海道	TKP 札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム6A	北海道札幌市中央区北三条西3-1-6 札幌小暮ビル6階	13:00～14:30
平成26年3月25日 (火)	仙台	TKP ガーデンシティ仙台 ホールA-1	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER21階	13:00～14:30
平成26年3月27日 (木)	福岡	TKP 博多駅前シティセンター ホールA	福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル8階	13:00～14:30
平成26年3月28日 (金)	沖縄	沖縄コンベンションセンター 会議室B2	沖縄県宜野湾市真志喜4-3-1 会議棟B1階	13:00～14:30
平成26年3月31日 (月)	広島	TKP ガーデンシティ広島 パール	広島県広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ2階	13:00～14:30
平成26年4月1日 (火)	高松	アルファあなぶきホール 大会議室	香川県高松市玉藻町9-10 アルファあなぶきホール 小ホール棟4階	13:00～14:30
平成26年4月2日 (水)	名古屋	TKP 名古屋栄カンファレンスセンター ホール7A	愛知県名古屋市中区栄3-2-3 名古屋日興証券ビル7階	13:00～14:30

1. 補助対象機器

本補助金の補助対象機器は、S I I が設けた補助対象基準を満たしているかを S I I が指定する認証機関によって認証を受け、またその内容を S I I による審査によって認められた機器です。

S I I が補助対象機器として認めた蓄電システムは S I I のホームページ（<http://www.sii.or.jp/>）で公表します。申請者は、必ず自身が設置しようとする蓄電システムが補助対象機器であることを S I I のホームページで確認してください。

また、補助対象として登録されている機器であっても既に設置済みの蓄電システム、中古品、並びに過去に補助金の申請のあった蓄電システムは対象外です。

ただし、既に設置済みの蓄電システムであっても建売住宅の購入に伴う場合については申請を認めます。

※補助対象基準については、S I I のホームページをご参照ください。
 ※建売住宅の購入に伴う場合については、P 9 をご参照ください。

2. 補助対象範囲

補助の対象範囲は、蓄電システムの機器費用のみを対象とします。

設置に係る工事費用、及び諸経費等は補助の対象となりません。また、補助対象機器である蓄電システムには、製造事業者等によりパッケージ型番が付番されます。複数の機器（品番）で構成される蓄電システムの場合は、その対象範囲を必ず確認してください。

申請に際し、見積書、並びに領収書を取得する際には、下記の表を参照し、補助対象と補助対象外の費用を必ず切り分けて申請してください。

	項 目
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システム機器費 ※下記の範囲内でパッケージ型番に含まれるもの ①蓄電池部（リチウムイオン蓄電池） ②電力変換装置 （インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） ③蓄電システム制御装置 ④計測・表示装置 ⑤キュービクル
補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・パッケージ型番に含まれない周辺機器 ・蓄電システムの設置に伴う工事費（基礎工事、据付・配線工事含む） ・消費税 ・サービス利用料 ・通信費 ・申請手数料 ・振込手数料 <p style="text-align: center;">等</p>

1. 補助対象経費 蓄電システム購入金額と、機器毎に定められた目標価格（B値）との差額を補助対象経費とします。機器毎の目標価格（B値）については、S I Iのホームページをご参照ください。

2. 機器毎の目標価格（B値）の算定方法

$$\text{目標価格（B値）} = \text{①} + \text{②}$$

$$\text{①基礎（システム・筐体等）} = 10 \text{万円}$$

$$\text{②蓄電池部} = 8 \text{万円} / 1 \text{kWh}$$

3. 機器毎の基準価格（A値）の算定方法

機器毎に基準価格（A値）を設定します。機器毎の基準価格（A値）については、S I Iのホームページをご参照ください。

$$\text{基準価格（A値）} = \text{①} + \text{②} + \text{（③）}$$

$$\text{①基礎（システム・筐体等）} = 25 \text{万円}$$

$$\text{②蓄電池部} = 20 \text{万円} / 1 \text{kWh}$$

$$\text{③付加機能（よりピークコントロールに資する機能）}$$

- ・系統連系等 = 10万
- ・太陽光発電システム連携 = 10万
- ・高サイクル耐久性 = 10万
- ・ECHONET Lite対応 = 5万

※付加機能が複数ある機器の場合は、それぞれ合算します。

付加機能	審査基準
系統連系等	カタログあるいは取扱説明書などに、系統連系可能である旨が明記されていること。 系統連系可能である旨の明記がない場合は、系統運転と蓄電池運転の切替時間が10ms以下であり、かつ、任意の時間にタイマー、通信制御のいずれかにより充放電を行う機能を有していること。
太陽光発電システム連携	太陽電池用直流入力端子、太陽電池用交流入力端子、または太陽電池出力状態を監視する機能がある。
高サイクル耐久性	2000回繰り返し充放電を行った後の容量が、定格容量の80%以上である。
ECHONET Lite対応	ECHONET Lite 規格に準拠し、かつ、接続可能なHEMS機器がカタログ、パンフレット等に記載されている。

4. 補助率・補助額 蓄電システム購入金額が、機器毎に定められた基準価格（A値）に対して

①上回る場合、補助対象経費の1/3を補助

②同等もしくは下回る場合、補助対象経費の2/3を補助

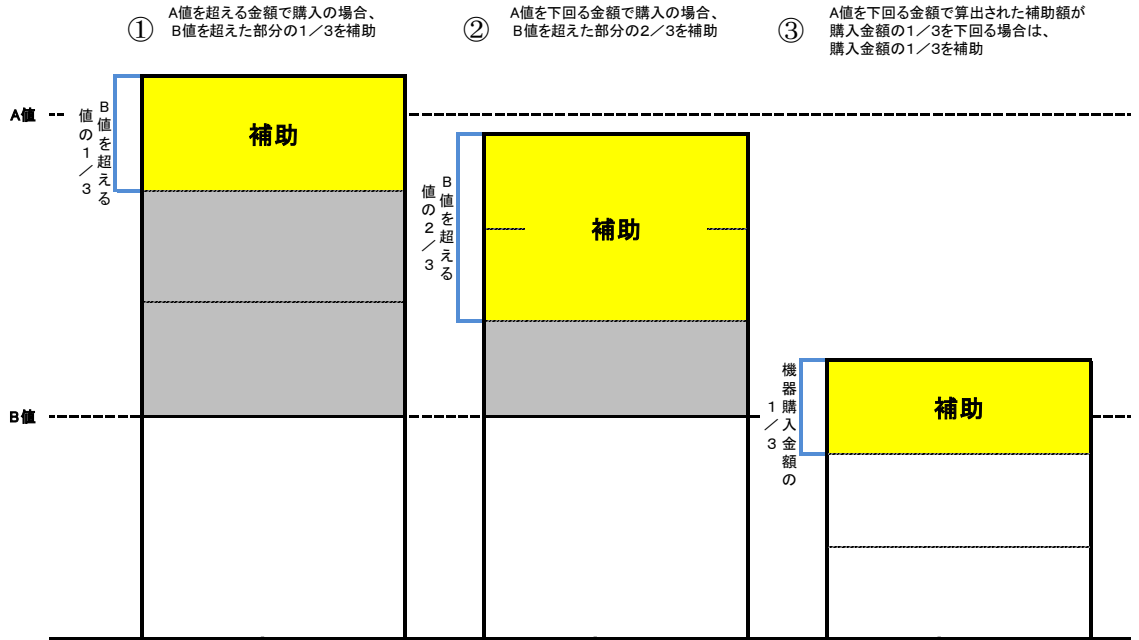
③下回り、且つ補助額が購入額の1/3を下回る場合は、購入額の1/3を上限として補助

※審査により、補助額が減額される場合があります。

5. 補助額の計算例

例 A社蓄電システム		系統連系等あり
仕様：蓄電容量7kWh/1台		ECHONET Lite対応機能あり
太陽光発電システム連携あり		
基準価格 (A値) = 190万円	目標価格 (B値) = 66万円	
25 + 140 + 10 + 10 + 5 = 190	10 + 56 = 66	
基礎 電池部 系統 太陽光 ECHONET	基礎 電池部	

(1) 補助率の考え方



(2) 補助額の計算例

	計算例①	計算例②	計算例③
購入金額	200万	150万	130万
	2,000,000 - 660,000 購入金額 B値	1,500,000 - 660,000 購入金額 B値	1,300,000 - 660,000 購入金額 B値
補助対象経費	1,340,000	840,000	640,000
	2,000,000 > 1,900,000 購入金額 A値	1,500,000 ≤ 1,900,000 購入金額 A値	1,300,000 < 1,900,000 購入金額 A値
			426,666 < 433,333 対象経費×2/3 購入金額×1/3
補助率	補助対象経費から補助率1/3を補助	補助対象経費から補助率2/3を補助	機器購入金額から補助率1/3を補助
	1,340,000 × 1/3 補助対象経費 補助率	840,000 × 2/3 補助対象経費 補助率	1,300,000 × 1/3 購入金額 補助率
補助額	446,666	560,000	433,333

※小数点以下は切り捨てとします。

6. 補助額計算書

S I I のホームページには、申請書とは別に補助額を計算するために「補助額計算」ページがあります。

このページには、「補助額計算書」と「補助額計算機能」があります。申請にあたり、必ず申請者自身で補助額の計算をしてください。

【補助額計算書】

この書類は、申請時に提出の必要はありませんが、必ず申請者自身で計算し、申請をしてください。

補助額の計算にあたり、以下の項目を事前に確認してください。

【見積書を確認】

- ・メーカー名
- ・パッケージ型番
- ・蓄電システム購入金額（税抜）

【S I I のホームページ】

- ・A値
- ・B値

※A値・B値は、蓄電システム毎に異なります。

定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金 補助額計算書		蓄電システム パッケージ型番
ステップ 1 補助対象経費の計算		
蓄電システム購入金額 <small>見積書をご確認ください</small>	B値 <small>ホームページをご確認ください</small>	補助対象経費
<input type="text"/>	— <input type="text"/>	= <input type="text"/>
ステップ 2 補助率の確認		
蓄電システム購入金額 <small>見積書をご確認ください</small>	A値 <small>ホームページをご確認ください</small>	蓄電システム購入金額とA値との差額
<input type="text"/>	— <input type="text"/>	= <input type="text"/>
		差額がプラス ⇒ 1/3 差額が0円またはマイナス ⇒ 2/3
ステップ 3 補助額の計算		
補助対象経費 <small>ステップ 1 で計算した補助対象経費</small>		補助申請金額
差額がプラスの場合	<input type="text"/> × 1/3	= <input type="text"/>
	<small>計算方法： 割る3をしてください</small>	<small>※小数点以下は切り捨て</small>
補助対象経費 <small>ステップ 1 で計算した補助対象経費</small>		補助申請金額
差額が0円 またはマイナスの場合	<input type="text"/> × 2/3	= <input type="text"/>
	<small>計算方法： 2を掛けて割る3をしてください</small>	<small>※小数点以下は切り捨て</small>
<small>※この計算で、蓄電システム購入金額の 1/3 を下回る場合は、ステップ 3-2へ</small>		
ステップ 3-2		
蓄電システム購入金額 <small>この計算を行う場合は、「購入金額」になります</small>		補助申請金額
<input type="text"/>	× 1/3	= <input type="text"/>
	<small>計算方法： 割る3をしてください</small>	<small>※小数点以下は切り捨て</small>

【補助額計算機能】

上記補助額計算書にて計算した内容は、必ずS I I のホームページの補助額計算機能を使い、再度確認をした上で申請をしてください。

6 補助対象者・設置場所種別 ①

1. 補助対象者

日本国内において、S I I が認める蓄電システムを設置し、使用する以下のもの

- ・ 個人（個人事業主含む）
- ・ 法人

※リース等により設置する場合は、所有者となる法人と共同で申請してください。詳しくは、P 1 1 をご参照ください。

以下の申請者による補助金の申請は受け付けられません。

- ・ 補助金を受けようとする蓄電システムを製造、または自社の製品として販売する事業者
- ・ 公的資金の交付先として、社会通念上、適切と認められない申請者
- ・ 申請に必要な書類を提出できない場合

2. 補助上限額

【個人・法人】 1 住宅あたり上限 1 0 0 万円

【法人】 1 事業所あたり上限 1 億円

補助上限額は、各設置場所毎（住所にて確認）に設定されています。

予約申請時は、1 申請毎に算出される補助金額で予約決定されますが、交付申請時に同一住所での申請が確認された場合、上限額に併せて補助額が調整されます。

補助 上限金額	申請種別	
	個人	法人
1 0 0 万円	一戸建て住宅（※1）	一戸建て住宅（社宅等）
	集合住宅 専有部分 （個人オーナーのアパート等）	集合住宅 専有部分（社宅・賃貸）
	集合住宅 共用部分 （個人オーナーのアパート等）	
	個人事業主事業所（※2）	
1 億円		事業所
		既築集合住宅（賃貸）共用部分
		新築集合住宅（賃貸）共用部分
		既築集合住宅（分譲）共用部分（※3）
		新築集合住宅（分譲）共用部分（※4）

※1 二世帯住宅にそれぞれの世帯用として申請する場合、電力契約が分かれていることを証明できる場合のみ、それぞれ 1 0 0 万円の上限金額が認められます。

※2 事業用として使用する場合であっても、申請者に法人格が無い場合は、個人として申請してください。

※3 既築集合住宅（分譲）の共用部に設置する場合、所有者となる管理組合等が申請してください。詳しくは、P 9 をご参照ください。

※4 入居開始前の新築集合住宅（分譲）に設置する場合、開発事業者（デベロッパー等）が申請してください。詳しくは、P 1 0 をご参照ください。

3. 設置場所住所

申請書に記載する住所は、原則、住居表示にて記入をしてください。

予約申請時に新築建物等により住居表示が確定していない場合は、地番での申請を認めますが、交付申請は、住居表示が確定した後に行ってください。

同一の住居表示で複数の申請があった場合は、S I Iは申請者に対し、電力契約を確認できる書類等追加書類の提出を求め場合があります。

特に二世帯住宅でそれぞれの世帯用として申請する場合は、予め電力契約を確認できる書類等を準備し、S I Iへ提出してください。

4. 地方自治体の申請

国の行政機関以外の地方自治体等による補助金の申請は可能です。

申請を行う場合は、法人申請書にて行ってください。その際に実在証明等の補助金申請に必要な書類については、それらに準ずる書類を提出してください。

- | | |
|------------------|--|
| 例) 印鑑証明の代わりにする書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所建物の登記簿謄本 ・設置場所建物の賃貸契約書 |
|------------------|--|

5. 建売住宅の購入に伴う申請

建売住宅の購入に伴う場合に限り設置済みの蓄電システムの申請を認めます。ただし、予約申請は住宅の購入予定者が申請をしてください。

6. マンション管理組合の申請

法人格を有するマンション管理組合は通常の法人申請を行ってください。

法人格を有さないマンション管理組合による補助金の申請は以下の条件、及び以下の書類を追加で提出できる場合に限り、法人申請書で事業所としての申請が可能です。

- ・申請担当者が理事以上の役員であること
- ・管理組合の理事以上の役員の選任議事録
- ・マンション管理組合総会の蓄電システム導入の決議

上記書類を提出できない場合は、管理組合理事長等が申請者となり個人申請書にて申請を行ってください。その場合、上限金額は100万円となります。

7. 新築分譲マンション（入居開始前）共用部設置の申請

建築中の新築分譲マンション共用部に蓄電システムを設置する場合は、以下の条件、及び書類を提出できる場合に限り開発事業者（デベロッパー等）による申請が可能です。交付申請は、2組以上の入居が確認できた後に可能となります。この場合、補助金は、開発事業者に交付されます。

【予約申請時】

- ・蓄電システムの設置前、且つマンション購入者の入居開始前（建築中）であること
- ・以下の内容が記載されている重要事項説明書の提出が出来ること
 - 設置される蓄電システムは本補助金を受けていること、及び財産処分制限期間（6年）の間、管理組合による保守管理が必要である。
 - 入居開始後に発足される管理組合に本補助金受けた場合の地位の承継がされること。

【交付申請時】

- ・実際に使用された重要事項説明書の提出が出来ること
- ・2組以上の入居が確認できる書類（鍵の受け渡し証等）
- ・上記2組以上の、重要事項証明書に同意していることが確認できる契約書等

- 1. 共同申請** 蓄電システムを貸与する事業者（リース事業者、新電力（PPS）事業者等）（以下「対象機器所有者」という。）から貸与を受けて蓄電システムを設置し、使用する個人、または法人（以下「対象機器使用者」という。）が本補助金の申請をする場合は、対象機器所有者が主となり、対象機器使用者と共同で申請を行ってください。
- 2. 補助対象費用** 対象機器所有者が調達する際の蓄電システムの機器費用を補助の対象とします。
- 3. 貸与料金** 貸与料金（リース料金等）は、リース料金等の元本に補助金を充当する等、補助金相当分から対象機器所有者が利益を得ていないことをS I I指定様式にて証明してください。
S I I指定様式にて、補助金のある場合と無い場合のリース料金の元本、金利、保険料・諸税等を明示してください。
- 4. 貸与期間** 対象機器所有者から貸与を受けて蓄電システムを設置し、使用する場合は、財産処分制限期間（6年）以上での契約期間としてください。契約期間を財産処分制限期間より短くせざるを得ない正当な理由がある場合は、予めS I Iに承認を受けてください。
- 5. リース契約書等** リース契約書等には、本補助金の交付規程、および応募要領に則り、保守管理を財産処分制限期間の間行うことと、貸借期間が6年以内に終了した場合、補助金の返還が伴う場合がある旨記載してください。
- 6. 申請に必要な書類**

【予約申請時】

- ・対象機器所有者の实在証明書
- ・対象機器所有者の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- ・蓄電システムの調達をする際の見積書
 - ・・・見積書は、S I I指定様式の見積書にて取得してください。
- ・リース料金見積書・・・リース料金見積書は、S I I指定様式のリース料金見積書をご提出ください。

【交付申請時】

- ・蓄電システムを調達した際の領収書、または請求書等
- ・領収金額内訳書・・・領収金額内訳書は、S I I指定様式の内訳書を取得してください。
- ・リース料金計算書・・・リース料金計算書は、S I I指定様式のリース料金計算書をご提出ください。
- ・リース契約書等
 - ※リース使用開始日の取決めが、借受書等により決められている場合は、それらも併せてご提出ください。

1. 申請代行者

補助対象となる蓄電システムを設置し、使用する個人、または法人が申請する場合は、補助金申請書の記入等手続きを第三者（以下、「申請代行者」という。）に依頼することが出来ます。

申請代行者は本補助金の申請について十分に理解し、誠実且つ正確な申請を行うと共に、S I Iからの問い合わせに対し、申請者と共に迅速に対応してください。

2. 申請代行者の変更

予約申請から交付申請までの間に退職、転属などにより申請代行者が変更となる場合は、速やかに申請者への連絡を行うと共にS I Iに「申請代行者変更届出書」を提出してください。S I Iはその届け出を受けた際に、申請者に確認の為、連絡をする場合があります。申請者に連絡し、申請者に周知されていない場合は、その届け出が認められない場合がありますので必ず申請者に連絡をしてください。

3. 申請代行者からの問い合わせ

S I Iは、申請書類の到着、審査の状況については、原則申請者自身からであっても問い合わせは受け付けません。申請書の発送については到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。また申請者への通知物の到着確認についても申請者と密に行ってください。

S I Iが公表している予約申請の審査期間、予約決定通知書発送までの期日を過ぎても通知物が届かない場合、申請者からの問い合わせのみを受け付けます。

その際の問合せに必要な情報として、申請書の発送日、到着状況、送付種別（普通郵便、簡易書留等）を申請者に伝えてください。

4. S I Iから不備についての問い合わせ等

S I Iは、申請書に不備がある場合は、原則申請書類一式を申請者に返却します。ただし、電話での確認が必要であるとS I Iが認めたものについては、申請代行者に電話にて問合せをします。申請書に記載する電話番号は必ず平日の日中に連絡が取れる電話番号としてください。

1. 利益等排除

法人が申請を行う場合、蓄電システムの調達先（下請け会社を経由する場合も含む）が、下記の（１）と（２）の関係にある会社の場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社および関係会社を用います。

- （１）１００％同一の資本に属するグループ企業
- （２）申請者の関係会社（上記（１）を除きます。）

調達先との関係の確認は必ず各申請者自身が確認を行い、申請をしてください。

2. 利益等排除の方法

- （１）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該蓄電システムの製造原価以内（または仕入れ価格以内）であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。これが出来ない場合、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における、売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

- （２）申請者の関係会社（上記（１）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価（または仕入れ価格）と、当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であることが証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。これが出来ない場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

3. 補助対象外

設置しようとする者または貸与を受けようとする者自身が製造（自社の製品として販売する場合も含む）する蓄電システムの申請は受け付けられません。

1. 補助金申請

本補助金の申請に際しては、必ず「予約申請」と「交付申請」の2回申請をしてください。

2. 予約申請

蓄電システムを選定し、本補助金事業の補助対象機器であるか確認後、必要書類を添えて予約申請をしてください。

予約申請が審査により認められた場合は、S I Iから発行される「予約決定通知書」を受領し、蓄電システムの契約・購入、設置をしてください。

「予約決定通知書」を受領前に蓄電システムの契約・購入、設置がされた場合は補助対象外となります。

予約申請受付期間

平成26年3月17日（月）～平成26年12月31日（水）（必着）

※予約申請の受付期間内に提出されたものであっても、書類等に不備がある場合は、認められない場合があります。必ず不備の無いように申請をしてください。

※予約申請の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても予約申請の受付を終了します。

3. 交付申請

「予約決定通知書」を受領後、速やかに蓄電システムの契約・購入、設置を行い交付申請をしてください。

交付申請に際しては、蓄電システムが使用できる状態で販売事業者から引渡しを受け、且つ補助対象費用の支払いの完了後、必要書類を添えて交付申請をしてください。

交付申請が審査により認められた場合、S I Iは「交付決定通知書」の発行と補助金の支払いを行います。

交付申請受付期間

平成26年3月17日（月）～平成27年1月31日（土）（必着）

交付申請の受付期間内に提出されたものであっても、書類等に不備がある場合は、認められない場合があります。必ず不備の無いように申請をしてください。

4. 同意事項

申請者は、申請にあたり次項にある同意事項を必ず確認し、申請を行ってください。

申請者は、必ず以下の事項をよく読み、同意の上申請を行ってください。

1. 申請

申請者（共同申請の場合は「対象機器所有者」および「対象機器使用者」をいう。）は、本補助金の交付規程、応募要領、申請の手引きに記載されている内容をすべて承知の上で、S I Iに必要な申請書類をご提出ください。また、申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えておいてください。

2. 予約決定前の補助対象機器の契約・購入、設置の禁止

予約決定通知書を受領する前に契約・購入、設置が行われた機器は、それが補助対象機器であっても本補助金の予約・交付の対象となりません。

3. 補助対象機器の購入

申請者は、補助対象機器に係るすべての費用の支払いが完了してから交付申請を行ってください。クレジット等で支払いを行っている場合は、次のいずれかの場合に交付申請を行うことができます。

なお、住宅ローンの場合は支払い完了前でも申請可能です。

- ①包括クレジット（クレジットカード等）の場合・・・クレジット会社等に支払いが完了していること。
 - ②個別クレジットの場合・・・別途S I Iが定める条件を満たしていること。
- ※詳しくは、P 2 2をご参照ください。

4. 交付申請

申請者は、補助対象機器の設置に係る下記すべてのことが完了しているのを確認してから交付申請を行ってください。

- ①補助金交付申請書に記載された住所に補助対象機器が適切に設置されていること。
- ②蓄電システムの運用（使用）がされていること。また、申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、提出前に必ず申請書をコピーし、控えておいてください。

5. 重複申請の禁止

申請者は、次のいずれかに該当するものについては、本補助金の申請をすることができません。

- ①本補助金の交付が、すでに上限金額に達している設置場所住所に設置する場合。
- ②申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請を受けている場合。なお、平成23年度補正定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金において交付済みの機器は対象外です。

6. 申請の無効

申請者は、S I Iに提出いただく申請書類には、如何なる理由があっても、その内容に虚偽の記載をしてはいけません。申請者が本同意事項およびその他の規約において認められないことを行う、あるいは行おうとした場合、または調査等により交付対象とならないことが確認された場合、S I Iはただちに当該申請を無効とし、当該申請者の将来における申請の受け付けを拒否することができます。

7. 債権譲渡の禁止

申請者は、本補助金の申請を行うことにより発生する当法人に対する債権について、第三者に対して譲渡、移転、または担保に供することはできません。

8. 申請代行者による申請手続き

申請者は、本補助金の申請を第三者に依頼することができます。申請者から本補助金の申請の依頼を受けた者（以下「申請代行者」という。）は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請に係る申請者と同等の義務および責任を負います。申請者は、申請代行者に申請を依頼した場合であっても、当該申請に係る手続きが円滑に完了するよう協力しなければなりません。

9. 申請の変更および取り下げ

申請者は、申請書類の提出から補助金の交付が完了するまでの間、当該申請書に記載する内容の変更はできません。やむを得ず変更を行いたい場合は、速やかにS I Iに連絡し、申請の取り下げを行ってください。申請者が本項に規定する連絡を怠ったことにより、S I Iによる申請に係る審査ができない場合、S I Iは当該申請者の申請を無効とすることができるものとします。申請の取り下げまたは申請が無効にされたことによって生じた申請者の不利益に対し、S I Iの故意または重過失に起因する場合を除き、S I Iは申請者に対して一切の責任を負いません。

10. 申請情報の訂正

S I Iは、提出された申請書類により申請書の記載内容が明らかに誤った情報であって、その誤りが軽微なものであることが判明した場合、その誤りについて「S I Iによる訂正」および「申請者に対する記載内容の変更指示」を行う権利を有します。S I Iは訂正した情報について、申請者に通知を行う義務を負いません。

11. 調査等への協力

S I Iは、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、機器設置予定場所（住所）への立入りを含めた調査等の協力を依頼することがあります。申請者はS I Iの求めに応じ、これらの調査等に協力しなければなりません。

12. 免責

S I Iは、機器の不具合や故障、機器の販売・設置事業者、申請代行者、その他の者と申請者との間に生じるトラブルや損害について、一切の責任を負いません。また、S I IおよびS I Iから申請受付業務を委託された者が申請書類を受け取る時点（S I Iが定める郵送先に到着し、S I Iによる引き取りを行った時点をいう。）以前に生じた申請書類の紛失、郵送等の遅延等の事故について、S I Iはその一切の責任を負わず、その事故に起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる義務も負いません。また住所等の変更について、申請者がS I Iに対し連絡を行わなかったために、S I Iからの通知物または送付書類が延着、不着となった場合も同様に、S I Iは当該通知物または送付書類が、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなし、それに起因して生じる当該申請者の損失に対していかなる責任、義務を負いません。

13. 個人情報の管理

S I Iは、本事業の実施運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報データベースへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に関する適切な措置を行い、個人情報の保護に努めるものとします。S I Iは本事業を通じて取得した情報を、本事業の目的の範囲内で、個人が特定されない形でS I Iが開催するセミナー、シンポジウム、調査・分析等に利用することがあります。また、同一の補助対象機器に対し、国から他の補助金を受けていないか、重複受給の調査を行うために利用することがあります。

14. 専属的合意管轄裁判所

本同意事項に基づく補助金の申請に関して、申請者とS I Iとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

15. 事業の内容変更、終了

S I Iは、国との協議に基づき、本事業を終了、またはその制度内容の変更を行うことができるものとします。この場合、S I Iは本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害等がS I Iの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切の責任を負わないものとします。事業の変更および本同意事項の変更についてはS I Iホームページおよびその他の告知物等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承諾したものとみなします。

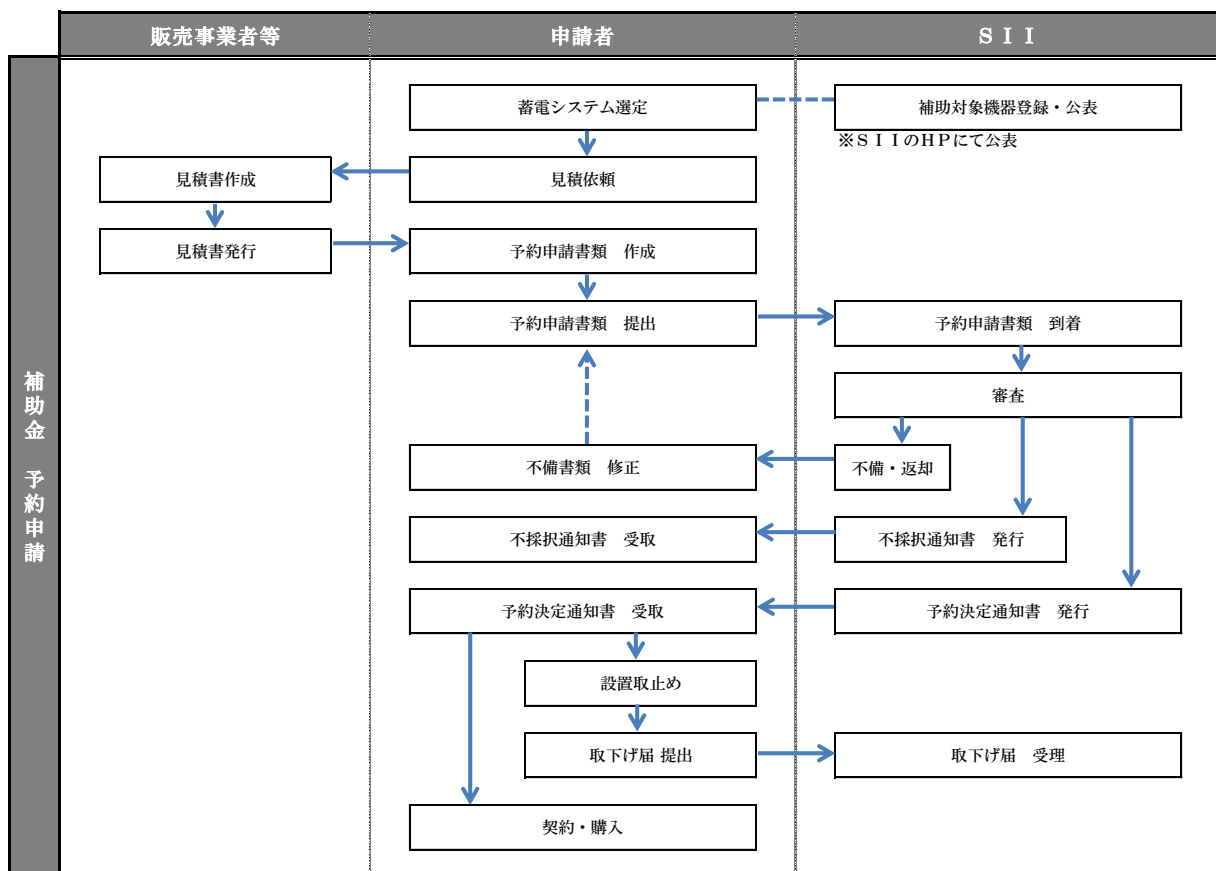
1. 予約申請

本補助金を受けようとする場合は、必ず予約申請を行ってください。

蓄電システムの契約・購入、設置のいずれも行う前までに申請をし、審査により認められた場合にS I Iから発行される「予約決定通知書」を受領してください。

蓄電システムの契約・購入、設置は「予約決定通知書」を受領後に行ってください。

2. 予約申請の流れ



3. 予約申請の準備

予約申請を行うに際し下記の書類を必ずご準備ください。

- ・見積書・・・見積書は、S I I指定様式の見積書にて取得してください。

【見積書記載事項】

- ・販売店情報
- ・販売店発行印
- ・メーカー名
- ・パッケージ型番
- ・蓄電システムの税抜価格

※蓄電システム機器費に補助対象外の費用を含めた金額の記載はしないでください。

- ・実在証明書

【個人】
【法人】

免許証、健康保険証等
印鑑証明書

※リース等により共同申請を行う場合は対象機器所有権者の実在証明書が必要となります。

・財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

※財務諸表は、法人が申請を行う場合のみ必要となります。
※リース等により共同申請を行う場合は対象機器所有者の財務諸表が必要となります。

- 4. 提出書類の簡易化** 本補助制度の補助金申請について、多数申請を予定されている法人申請者、並びに共同申請の対象機器所有者につきましては、「補助金申請書簡易化承認申請書」を提出することにより下記の3つの申請書類の簡易化が可能です。申請書類の簡易化を希望する場合は、事前に「補助金申請書簡易化承認申請書」を提出してください。尚、この承認申請については、書類の簡略化を認めるものであって補助金の申請を認めるものではありません。

【簡易化が可能な書類】	《予約申請時》	・実在証明書 ・財務諸表
	《交付申請時》	・通帳・口座証明書

この承認申請の審査により認められた場合は、S I I から「申請書類の簡易化確認書」を申請から2週間程度で送付します。

以降の予約申請については、実在証明書、財務諸表の添付に代わり「申請書類の簡易化確認書」を必ず添付してください。また、交付申請については、通帳・口座証明書の添付に代わり「申請書類の簡易化確認書」を必ず添付してください。

申請書類の簡易化確認書の申請手続きにつきましては、S I I ホームページをご確認ください。

上記の承認申請書を提出いただいても、審査により認められない場合があります。また、この申請を認めた場合であっても、S I I が指定事業者として認定するものではありません。

5. 補助額の確認

S I I のホームページ内にある補助額計算書を使用し、補助額の確認を必ず行ってください。

補助額の確認には、以下の内容が必要です。

【補助額の確認に必要な項目】

- ・メーカー名
- ・パッケージ型番
- ・蓄電システムの税抜価格

上記の補助額計算書以外にも、S I I のホームページには補助額計算機能があります。

上記補助額計算書にて計算した内容は、必ずS I I のホームページの補助額計算機能を使い、再度確認をした上で申請をしてください。

6. 申請書の記入

申請書は、S I Iのホームページから最新のものを必ずダウンロードしてください。記入方法等については、「申請の手引き」をご参照ください。

【予約申請書種別】

- 個人（個人事業主含む） ⇒ 予約申請（個人申請）
 法人 ⇒ 予約申請（法人申請）
 リース等により設置する場合 ⇒ 予約申請（共同申請）

書類名	個人	法人	共同
補助金予約申請書 ※SII指定様式	【様式1】	【様式1】	【様式1】
補助金及び予約申請に関する同意書 ※SII指定様式	【様式2】	【様式2】	【様式2】
蓄電システム 販売見積書 ※SII指定様式	【様式3】	【様式3】	【様式3】
蓄電システム リース料金見積書 ※SII指定様式	不要	不要	【様式4】
実在証明書	【様式4 貼付台紙】 免許証・保険証等	【様式4 貼付台紙】 印鑑証明書	【様式5 貼付台紙】 ※所有権者の 印鑑証明書
財務諸表	不要	【様式5 貼付台紙】	【様式6 貼付台紙】 ※所有権者の もの

7. 予約申請書のコピー

申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、申請書を提出前に必ずコピーを取り、控えておいてください。

8. 予約申請書の提出

予約申請書は、S I Iが指定する送付先に送付してください。

申請書の送付先は、P 2 9をご参照ください。

送付する際は、到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。

また、1つの申請書類を複数回に分けての送付、書類の差し替え等は、受け付けられません。申請書類の確認は、送付前に十分に行ってください。

9. 予約申請の審査

S I Iは、申請者から申請書が届き次第、速やかに審査を行います。

審査は、原則2～3週間程度で完了し、「予約決定通知書」を申請者に送付します。

申請書の記入内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しないこととします。また申請内容が応募要領、手引き等に従っていない場合や、重度の不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。

10. 不備書類の取扱い

審査の結果、申請書類の不足、記入漏れ等により不備がある場合、申請者へ書類一式を返却します。

申請者は、書類が不備で返却された場合、速やかに不備への対応を行い、再度申請をしてください。

申請代行者がいる場合は、申請代行者と共同で不備の対応を行ってください。

11. 予約決定通知書の送付

審査の結果、S I Iにより認められた場合、S I Iは、申請書に記入された申請者住所に「予約決定通書」を簡易書留で送付します。

申請者は、必ず予約決定通知書をお受け取りください。申請代行者は、申請者と連絡を取り合い、予約決定通知書の受け取りを必ず確認してください。また予約決定通知書は交付申請、予約申請の取下げ等をする際に必要となりますので大切に保管して下さい。

予約決定通知書に記載されている予約決定金額は、交付申請時の補助上限金額になります。

12. 予約決定通知の記載内容の確認

予約決定通知書には、申請者名、設置場所住所、蓄電システムパッケージ型番、予約決定金額が記載されています。審査により、申請された内容と異なる場合がありますので、「予約決定通知書」が届いたら必ず記載内容を確認してください。

1. 予約決定後の変更

予約決定通知書を受領後、申請内容に変更がある場合はS I Iへ連絡を行い、予約申請取下げ届出書、または補助事業計画変更届出書の提出を行ってください。

【取下げ届・再申請が必要な例】

- ・機器の購入金額の変更に伴う補助額の増額を希望する場合
※補助額の再計算による補助額の増額を希望しない場合は不要です。

【変更が発生した時点で補助事業計画変更届出書の提出が必要な例】

- ・申請書の記載間違い
- ・連絡先電話番号の変更
- ・交付申請予定日の変更

【交付申請の時点で補助事業計画変更届出書の提出が必要な例】

- ・蓄電システムの型番変更
- ・設置場所の変更
※住居表示確定等による変更は、交付申請書への記載のみ行い、補助事業計画変更届出書の提出は不要です。

2. 補助事業承継承認申請書

予約決定通知書を受領後、何らかの事情でその権利を近親者（法人の場合はそれに類するもの）に引き継ぐ場合は、「補助事業承継承認申請書」を提出してください。

その際は、その理由と近親者であることを証明する書類を必ず提出してください。

3. 予約申請の取下げ届

予約決定通知書を受領後、何らかの理由で契約・購入、設置に至ることが出来ず、交付申請書の提出が出来ないと判断されたときは、速やかに「予約申請取下げ届出書」をS I Iへ提出してください。

蓄電システムの設置を取止めたにもかかわらず、速やかに取下げ届出書を提出しない申請者、並びに申請代行者に対して、次回以降の申請を受け付けない等の措置を取る場合があります。

1. 契約・購入、設置 申請者は、予約決定通知書が届き次第、速やかに契約・購入、設置を行い、蓄電システムの使用を開始後、交付申請をしてください。

2. 補助対象費用の支払い

蓄電システム機器費用の支払いは、原則金銭の授受によって行ってください。直接的な金銭の授受以外の場合については、以下をご確認ください。

【手形での支払い】

手形での支払いは認められません。やむを得ず手形での支払いをする場合は、手形が現金化された後、その証明書、または領収書を販売店から新たに取得してください。この場合、交付申請書の提出までに必ずその証明書、または領収書を取得してください。

【売掛金・買掛金】

売掛金・買掛金による取引の場合、蓄電システム機器費用の支払いが完了後に領収書を販売店から取得してください。この場合、交付申請書の提出までに必ず領収書を取得してください。

【住宅ローン等】

銀行、フラット35（50）等の住宅ローンでの蓄電システム機器費用の決済については、蓄電システム機器費用の支払いの完了前の交付申請を認めます。領収書に収入印紙が不要な場合は、その旨わかるように提出してください。

【個別クレジット】

個別クレジットで蓄電システムを購入する場合は、以下の条件を満たし、S I Iに「個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書」を提出できる場合に限り、蓄電システム機器費用の支払いの完了前の交付申請を認めます。

1. 債務が完済されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される個別クレジット契約であること
2. 交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること
3. 個別クレジット取扱会社は、経済産業省に登録されている個別信用購入あっせん業者であること

「個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書」については、S I Iのホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。領収書に収入印紙が不要な場合は、その旨わかるように提出してください。

【包括クレジット（クレジットカード等）】

クレジットカード等包括クレジットで蓄電システムを購入する場合は、販売店発行の購入を証明する書類と併せて補助対象費用の支払いの完了を確認できるクレジットカード利用明細書等も提出してください。

【銀行振り込み】

銀行振り込みで補助対象費用の支払いを行う場合の振込手数料は、申請者負担としてください。振込手数料を購入代金と相殺する場合は、補助対象金額にその分を加味して補助申請金額を算出してください。

3. 領収書の取得

蓄電システム機器費用の支払いに際しては、必ず販売事業者から領収書を取得してください。また領収書の取得の際には、印紙税法に則り印紙が貼られているかを必ず確認してください。領収書であっても印紙税法により印紙が不要となる場合は、そのことがわかるように提出してください。

4. 領収金額内訳書の取得

領収書を取得する際には、S I I 指定様式の領収金額内訳書も併せて販売事業者から取得してください。

5. 設置・引渡し

蓄電システムの設置に係る全ての工事（設置・据付・配線・最終確認）を完了し、使用できる状態で販売事業者から引渡しを受けてください。その際にS I I 指定様式の「蓄電システム 設置・引渡し完了証明書」を販売事業者から取得してください。

新築住宅等の購入に伴い蓄電システムを設置する場合は、住宅の引渡し日を引渡し完了日とします。

法人が申請する場合において、自社で設置工事を行う場合は蓄電システムを納品した販売事業者からS I I 指定様式の「蓄電システム 設置・引渡し完了証明書」を取得してください。

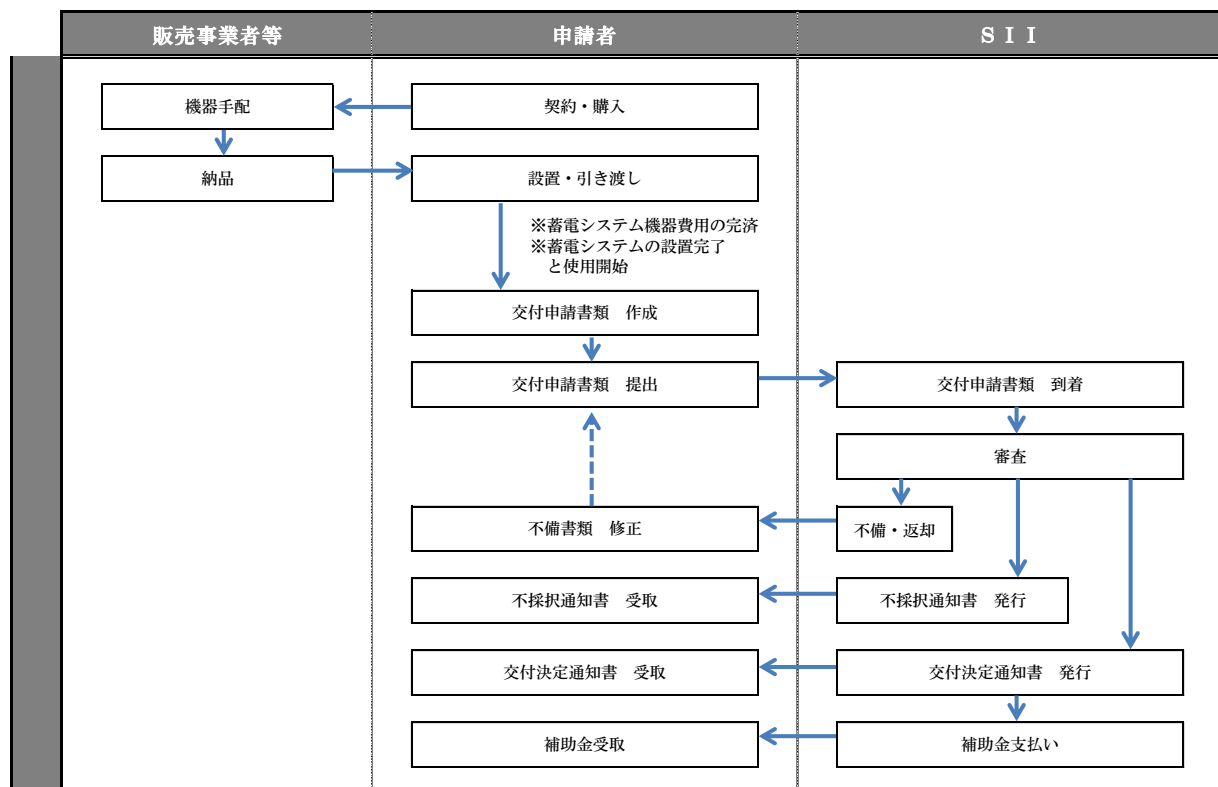
1. 交付申請

申請者は、以下を必ず完了後に速やかに交付申請をしてください。

- ・蓄電システム機器費用の完済
- ・蓄電システムの設置完了と使用開始
- ・交付申請に必要な書類の取得

予約申請書に記入した交付申請予定日を過ぎた交付申請については、受け付けられない場合があります。

2. 交付申請の流れ



3. 交付申請の準備

交付申請を行うに当たり下記の書類を必ずご準備ください。

【領収書】

販売店から必ず領収書を取得してください。

【領収金額内訳書】

販売店から領収書を取得する際に必ずS I I 指定様式の領収金額内訳書も併せて取得してください。

【蓄電システム 製品保証書】

蓄電システムの設置の際に必ず、製品の保証書の確認・保管をして下さい。

【蓄電システム 設置写真】

蓄電システムが設置されている状況が分かる写真を撮ってください。設置工事中の写真、および周辺の状況がわからない写真などは認められませんのでご注意ください。

【蓄電システム 銘板写真】

以下の内容が鮮明な銘板写真を必ず撮ってください。

- ・メーカー名
- ・型番
- ・製造番号

1つのパッケージ型番で複数の機器で構成される場合は、パッケージ型番が刻印されている筐体の銘板写真を撮ってください。

【設置・引渡し完了証明書】

蓄電システムの設置が完了し、使用できる状態になった後、販売事業者、または設置事業者からS I I指定様式の「設置・引渡し完了証明書」を取得してください。法人が申請する場合において、自社で設置工事を行う場合は、販売事業者から「設置・引渡し完了証明書」を取得してください。

【予約決定通知書】

予約申請後、S I Iより発行された予約決定通知書をご準備ください。交付申請書を記入する際に必要となります。

4. 補助額の確認

上記で取得した領収内訳書を参照し、S I Iのホームページの補助額計算書を使用して、補助額の確認を交付申請時にも必ず行ってください。

補助額の確認には、以下の内容が必要です。

【補助額の確認に必要な項目】

- ・メーカー名
- ・パッケージ型番
- ・蓄電システムの税抜価格

上記の補助額計算書以外にも、S I Iのホームページには補助額計算機能があります。

上記補助額計算書にて計算した内容は、必ずS I Iのホームページの補助額計算機能を使い、再度確認をした上で申請をしてください。

5. 申請書の記入

申請書は、S I Iのホームページから最新のものを必ずダウンロードしてください。記入方法等については、「申請の手引き」をご参照ください。

【交付申請書種別】

個人（個人事業主含む） ⇒ 交付申請（個人申請）
 法人 ⇒ 交付申請（法人申請）
 リース等により設置する場合 ⇒ 交付申請（共同申請）

書類名	個人	法人	共同
補助金交付申請書 兼実績報告書 兼取得財産等明細表 ※SII指定様式	【様式1】	【様式1】	【様式1】
補助金及び交付申請に関する同意書 ※SII指定様式	【様式2】	【様式2】	【様式2】
口座登録用紙 ※SII指定様式	【様式3】	【様式3】	【様式3】
蓄電システム 領収金額内訳書 ※SII指定様式	【様式4】	【様式4】	【様式4】
蓄電システム リース料金計算書 ※SII指定様式	不要	不要	【様式5】
設置・引渡し完了証明書 ※SII指定様式	【様式5】	【様式5】	【様式6】
領収書 ※コピー	【様式6貼付台紙】	【様式6貼付台紙】	【様式7貼付台紙】
リース契約書等 ※コピー	不要	不要	【様式8貼付台紙】
蓄電システム 保証書 ※コピー	【様式7貼付台紙】	【様式7貼付台紙】	【様式9貼付台紙】
蓄電システム 設置写真	【様式8貼付台紙】	【様式8貼付台紙】	【様式10貼付台紙】
蓄電システム 銘板写真	【様式9貼付台紙】	【様式9貼付台紙】	【様式11貼付台紙】
通帳・口座証明書 ※コピー	【様式10貼付台紙】	【様式10貼付台紙】	【様式12貼付台紙】

6. 交付申請書のコピー

申請者（申請代行者がいる場合は申請代行者も含む）は、申請書を提出前に必ずコピーを取り、控えておいてください。

7. 交付申請書の提出

交付申請書は、S I Iが指定する送付先に送付してください。

申請書の送付先は、P29をご参照ください。

送付する際は、到着確認ができるもの（簡易書留等）にて送付してください。

また、1つの申請書類を複数回に分けての送付、書類の差し替え等は、受け付けられません。申請書類の確認は、送付前に十分に行ってください。

- 8. 交付申請の審査** S I I は、申請者から申請書が届き次第、速やかに審査を行います。
尚、申請されたとおりに蓄電システムが設置されているか現地にて検査を行う場合があります。審査は、原則1か月から2か月程度で完了します。
申請書の記入内容に虚偽が認められた場合は、申請を受理しないこととします。申請内容が応募要領、手引き等に従っていない場合や、重度の不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。
- 9. 不備書類の取扱い** 審査の結果、申請書類の不足、記入漏れ等により不備がある場合、申請者へ書類一式を返却します。
申請者は、書類が不備で返却された場合、速やかに不備への対応を行い、再度申請をしてください。
申請代行者がいる場合は、申請代行者と共同で不備の対応を行ってください。
- 10. 交付決定通知書の送付**
審査の結果、S I I により認められた場合、S I I は、申請書に記入された申請者住所に「交付決定通知書」を送付します。
また、交付申請書の様式1「補助金交付申請書 兼実績報告書 兼取得財産等明細表」については、取得財産等管理台帳として取扱い、交付決定通知書と共に補助の対象となる蓄電システムを設置してから財産処分制限期間である6年間は、大切に保管してください。
- 11. 補助金の支払い** S I I は、「交付決定通知書」を送付後1か月以内に交付申請時に申請者が指定した振込先銀行口座等に補助金の支払いを行います。

1. 蓄電システムの交換

交付申請後に蓄電システムの不具合により交換する場合は、交換後、以下の書類と共に速やかに届け出てください。

- 補助対象機器交換届出書（様式）
- 保証書
- 銘板写真
- メーカー（または販売店）発行の、不具合の内容がわかる報告書

2. 蓄電システムを処分する場合

申請者は、取得財産処分制限期間内（6年）に補助金を受けた蓄電システムを処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をS I Iに提出し、その承認を受けてください。

処分の方法には以下が該当します。

- 売却（返金を伴う返品も含む）
- 譲渡
- 交換（不具合等による機器の交換は含まない）
- 貸与
- 担保提供 等

3. 補助事業承継承認

取得財産処分制限期間内（6年）に何らかの事情で近親者等に引き継ぐ場合は、補助事業承継承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けてください。

4. 転居等による設置場所変更

転居等により補助を受けた蓄電システムの設置場所が変更となる場合は、必ずS I Iに連絡をし、必要な届け出をしてください。

1. 問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I）
審査第三グループ
リチウムイオン蓄電池補助金 申請担当

TEL : 0570-783-161

※IP電話からのご連絡 TEL:03-6221-6703

(受付時間 平日のみ 9:00~17:00)

2. 申請書送付先

〒115-8691
赤羽郵便局私書箱45号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I）
審査第三グループ
リチウムイオン蓄電池補助金 申請担当宛て

※封筒表面に赤字で『補助金予約申請書在中』、
または『補助金交付申請書在中』と必ずご記入ください。

更新履歴

No.	更新日	更新ページ	更新内容
1	平成26年3月27日	P. 1 P. 14	<ul style="list-style-type: none">・予約申請受付期間を更新しました。・交付申請受付期間を更新しました。